

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文  
 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>第1 食品                      A 食品一般の成分規格                      1 食品は、抗生物質又は化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）たる抗菌性物質及び放射性物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。                      （1）～（3）（略）                      2～11 （略）                      12 <u>食品中の放射性セシウム（放射性物質のうち、セシウム134及びセシウム137の総和をいう。以下同じ。）は、次の表の第1欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める濃度を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10Bq/kg</u></td> </tr> <tr> <td>原料に茶を含む清涼飲料水</td> <td style="text-align: center;">10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>飲用に供する茶</td> <td style="text-align: center;">10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td><u>乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令告示第52号）第2条第1項に規定する乳及び同条第12項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下この表において「乳等」という。）であつて、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>50Bq/kg</u></td> </tr> <tr> <td><u>上記以外の食品（乳等を除く。）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100Bq/kg</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第2欄に定める濃度の測定については、飲用に供する茶にあつては飲用に供する状態で、食用植物油品質表示基準（平成12年農林水産省告示</p>	第1欄	第2欄	<u>ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）</u>	<u>10Bq/kg</u>	原料に茶を含む清涼飲料水	10Bq/kg	飲用に供する茶	10Bq/kg	<u>乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令告示第52号）第2条第1項に規定する乳及び同条第12項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下この表において「乳等」という。）であつて、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）</u>	<u>50Bq/kg</u>	<u>上記以外の食品（乳等を除く。）</u>	<u>100Bq/kg</u>	<p>第1 食品                      A 食品一般の成分規格                      1 食品は、抗生物質又は化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。                      （1）～（3）（略）                      2～11 （略）                      （新設）</p>
第1欄	第2欄												
<u>ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）</u>	<u>10Bq/kg</u>												
原料に茶を含む清涼飲料水	10Bq/kg												
飲用に供する茶	10Bq/kg												
<u>乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令告示第52号）第2条第1項に規定する乳及び同条第12項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下この表において「乳等」という。）であつて、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）</u>	<u>50Bq/kg</u>												
<u>上記以外の食品（乳等を除く。）</u>	<u>100Bq/kg</u>												

第1672号) 第2条に規定する食用サフラワー油, 食用綿実油, 食用こめ油及び食用なたね油にあつては油脂の状態、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)別表2に規定する乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあつては飲食に供する状態で行わなければならない。

B ~ D (略)

- 第2 添加物  
F 使用基準  
添加物一般  
1. (略)  
2.

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
すべての添加物	すべての食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第2条に規定する乳及び乳製品(アイスクリームを除く。)

#### グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含むように使用しなければならない。

グルコン酸亜鉛は、保健機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取量目安量に含まれる銅の量が15mgを超えないようにしなければならない。

B ~ D (略)

- 第2 添加物  
F 使用基準  
添加物一般  
1. (略)  
2.

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
すべての添加物	すべての食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条に規定する乳及び乳製品(アイスクリームを除く。)

#### グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその規格又は基準の(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含むように使用しなければならない。

グルコン酸亜鉛は、保健機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取量目安量に含まれる銅の量が15mgを超えないようにしなければならない。

#### グルコン酸銅

グルコン酸銅は、母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸銅は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1 Lにつき、銅として0.60mg を超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸銅は、保健機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取量目安量に含まれる銅の量が5mg を超えないようにしなければならない。

#### 硫酸亜鉛

硫酸亜鉛は、母乳代替食品以外の食品に使用してはならない。

硫酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1 Lにつき、亜鉛として0.60mg を超える量を含有しないように使用しなければならない。

#### 硫酸銅

硫酸銅は、母乳代替食品以外の食品に使用してはならない。

硫酸銅は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1 Lにつき、銅として0.60mg を超える量を含有しないように使用しなければならない。

第3～第5 (略)

ばらない。

#### グルコン酸銅

グルコン酸銅は、母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸銅は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1 Lにつき、銅として0.60mg を超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸銅は、保健機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取量目安量に含まれる銅の量が5mg を超えないようにしなければならない。

#### 硫酸亜鉛

硫酸亜鉛は、母乳代替食品以外の食品に使用してはならない。

硫酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1 Lにつき、亜鉛として0.60mg を超える量を含有しないように使用しなければならない。

#### 硫酸銅

硫酸銅は、母乳代替食品以外の食品に使用してはならない。

硫酸銅は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1 Lにつき、銅として0.60mg を超える量を含有しないように使用しなければならない。

第3～第5 (略)